

VI そ の 他

1 福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース）の取扱い

傷病休職給付金を除き、退職後も継続加入が可能です。自宅あてに退職後の取扱いについてのご案内が郵送されますので、その案内に従って手続きを行ってください。

退職時期	ご案内書類送付時期
定年退職者（年度末で満60歳以上）	12月頃
定年以外の年度末退職者	翌年度7月頃
年度途中の退職者	退職の約2ヶ月後

- (1) ファミリー年金
保険年齢84歳まで更新手続可能（本人・配偶者共通）

- (2) 傷病休職給付金
退職月の月末をもって脱退となります。

- (3) 入院費用給付金・女性疾病給付金
保険年齢75歳まで更新手続可能（本人・配偶者共通）
保険年齢22歳まで更新手続可能（子ども）

- (4) 特定疾病給付金
保険年齢75歳まで更新手続可能（本人・配偶者共通）

- (5) 元気づくりサービスコース
保険年齢84歳まで更新手続可能

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998	

2 アイリスプランの取扱い

- (1) 年金コース
年度末時点で満60歳以上の退職予定者へは、12月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについてのご案内が郵送されますので、その案内に従って手続きを行ってください。
年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の財団サービスセンターまでご連絡ください。
- (2) 医療・日常事故コース
退職後も加入を継続できます。
医療コースは満90歳まで、日常事故コースは生涯にわたり継続できます。
- (3) 介護保障コース
教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース、 医療・傷害補償コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始・ 6月29日を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋 サービス	介護保障コース	0120-878-626	

3 宿泊施設特別利用者証の交付について

「宿泊施設特別利用者証」は、公立学校共済組合の宿泊施設にご宿泊される際に公立学校を退職された方であることを証明し、組合員料金でご利用いただけるカードです。

- ・利用期限がありませんので、生涯ご利用いただけます。
- ・このカード1枚で、ご家族の方（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）も組合員料金でご利用いただけます。なお、ご家族であれば同居・同姓でなくてもかまいません。
- ・この利用者証にクレジット機能を付けた『公立共済メンバーズカード』もあります。
(別途、入会申込が必要です。)
- ・宿泊施設の相互利用もできます。

下記の各共済組合等が経営する宿泊施設では、当該組合の組合員と同じ宿泊料金でご利用いただけます。
(組合員料金でご利用いただける方は、年金受給者ご本人様のみです。ご家族の方は一般料金となります。)

地方職員共済組合	文部科学省共済組合
東京都職員共済組合	各市町村職員共済組合
全国市町村職員共済組合連合会	指定都市職員共済組合
警察共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
都市職員共済組合	

退職者みなさまにお配りしますので、ご利用の際は、退職者ご本人様の氏名を記入し、宿泊施設のフロントへご提示ください。

紛失等により再交付を希望される場合は、鳥取支部へ連絡してください。

(TEL 0857-26-7957)